

協議会における相談支援事業所の 参画による事例検討の実施について

令和7年2月21日(金)

燕市障がい者自立支援協議会

1. 自立支援協議会について①

(1) 自立支援協議会とは

地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担っている。

(2) 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱（抜粋）

第1条 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会を置く

専門部会等から上がってきた情報・課題を運営会議で集約して議題や提出資料を調整し、自立支援協議会全体会で地域課題の検討や、資源開発、啓発普及等を行っています。



2. 自立支援協議会について②

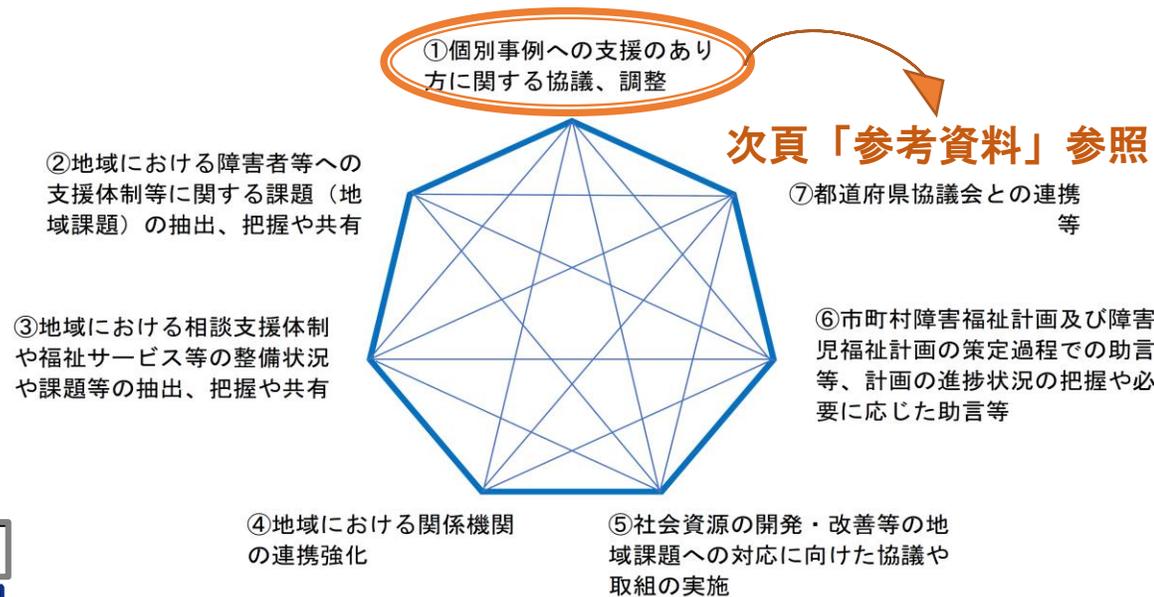
(自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン(抜粋)

□主な機能

市町村（自立支援）協議会の主な機能は、障害者総合支援法一部改正法における（自立支援）協議会に係る事項の改正趣旨を踏まえ、令和6年4月1日に施行にあわせて改正され、主な機能として7つの項目に整理されています（図Ⅱ-I）。

各機能は、市町村（自立支援）協議会の効果的な運営と地域の相談支援体制の強化等による土台の上で、相互に関連しながら、総合的にその機能を発揮することになります。

図Ⅱ-1 市町村（自立支援）協議会の主な機能

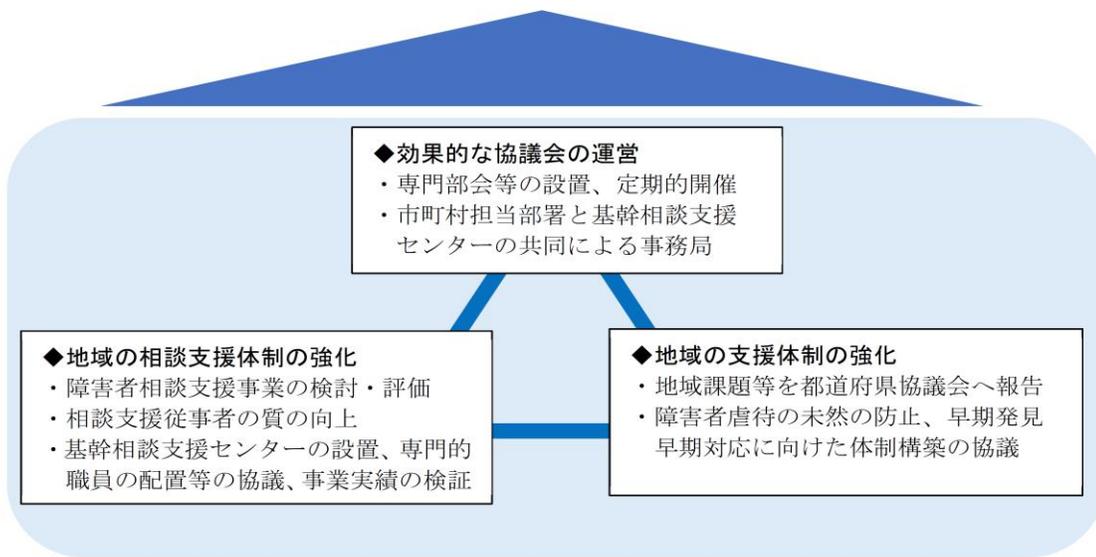


(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

参考資料：厚生労働省資料

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。（共同設置可）（法第89条の3第1項）
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（法第89条の3第2項）**新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。（法第89条の3第3項・4項）**新**
- 協議会関係者は、**守秘義務**を有する。（法第89条の3第5項）**新**
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならない。（法第88条第9項、第89条第7項）
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。（法第89条の3第5項）**新**



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能 （障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

改 ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

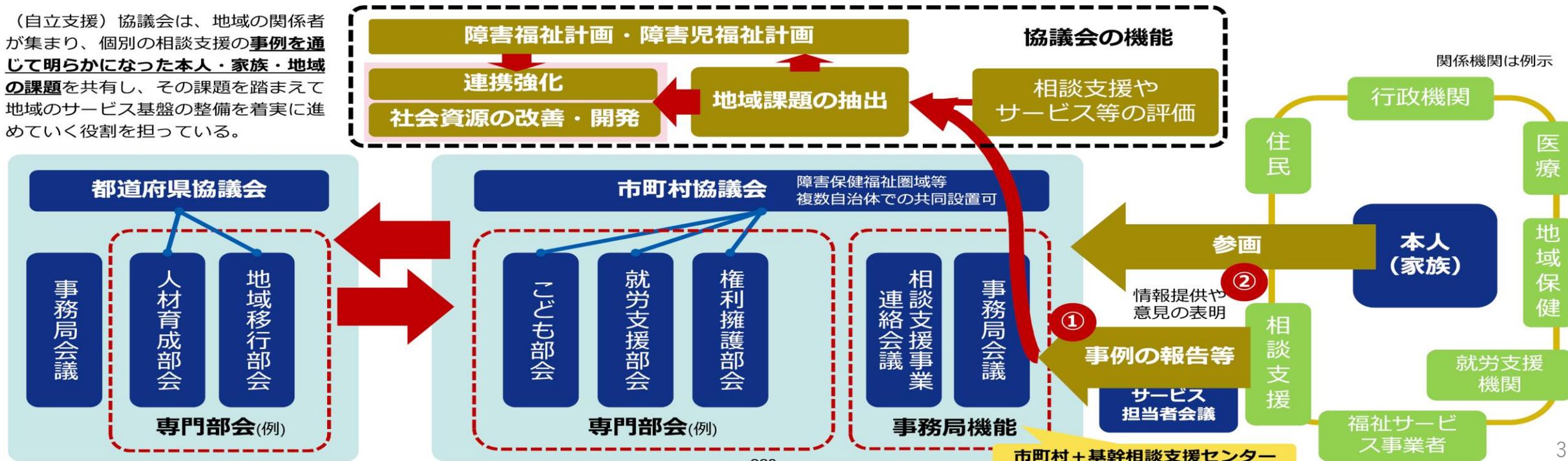
新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)

新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)

* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



3. (1) 個別事例の検討～地域づくり検討会から(※)～

※地域づくり検討会：相談支援専門員が個別支援から地域課題を抽出し、解決方法について検討する会議

□事例概要

対象者：20代男性

疾患等：自閉症、限局性学習がい、注意欠如多動性、発達性強調運動症、クローン病、メニエール病

現状と課題

- ・令和5年4月からグループホームに入所。腹痛やめまいを理由に、就労B型に通うことが難しくなった。服薬拒否や規則を守れない、スタッフの言葉かけを無視するため、施設での対応は難しくなった。関係者で何度か話し合いを実施するが改善が見込まず。
- ・令和6年10月にグループホームの退所説明。11月から空きがないため、2つの事業所のショートステイを併用しながら生活。
- ・ご本人の障がい特性と体調の波を支援者が見極めることが難しい。
- ・上記について、服薬調整や精神科入院、家族も含めた話し合いをしたが、解決できず。
- ・今後、他市町村のグループホームを拠点に生活を予定している。
- ・この事例を通して、障がい特性に対する理解や病気に応じて柔軟に対応できる社会資源が不足していることが課題となった。

注意：守秘義務

3. (2) 事例から見えた地域課題

(1) 障がい（疾患含む）の理解

- ・支援者、地域の理解が進むにはどうしたらよいか。

(2) 生活の場の確保

- ・障がい特性や病気に応じて柔軟に対応できる社会資源が不足している。

4. 自立支援協議会からの意見等（※資料5-2参照）

- (1) 地域資源等の情報提供
 - ・ 圏域の難病や障がい者理解に関する取り組み等
- (2) 「⑤地域課題の解決に向けた必要な取組」への助言
 - ・ ①～④以外の視点について

❀委員のみなさまへお願い❀
事例検討では、事例提供者が「提供して良かった」と思える場となることがポイントです！
よろしくお願いします。

情報提供等、積極的なご発言をお願いします！



5. 今後の事例検討に関する助言等

計画（※）には、相談支援体制の機能強化における燕市の方向性として「協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善」が示されています。今後の事例検討に向け、ご意見等をお伺いし、より良い検討を実施したいと考えています。

- (1) 自立支援協議会での個別事例検討方法
 - (例1) 運営会議で実施し、全体会に報告する。
 - (例2) 全体会で事例を深め、検討する。
 - (例3) 各部会で事例を検討し、全体会に報告する。
- (2) その他
 - ・ 全体を通して、お気づきの点等について

※第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画

今後も「個」から「地域へ」の取組へご協力をお願いいたします。

